

# 措 置 状 況 一 覧 表

平成11年度包括外部監査：未収金について

監査項目	指摘及び意見	講じた措置
滞納処分票等について (県税)	資力回復状況等の調査書、滞納処分票については、記載内容を具体的にするなど、担当者が変わっても容易に内容を把握できるようにすべきである。	徳島県税事務取扱規程に基づく「滞納処分の執行停止についての調査書兼決定決議書」の改正を行い、内容把握が容易に出来るよう記載要領も定めた。また、滞納処分票の記載方法については、容易にその内容を把握できるように、より一層「明確・簡潔」な記載に努めることとした。
滞納処分票等について (県税)	資力回復状況の調査のうち、2、3年目の調査内容が十分でなかった。また、預金状況の調査は欠かせないものと思われる。	資力回復状況の調査に関し、預金調査を含めた財産調査の徹底を各事務所に対し指示した。
自動車税について (県税)	管理監督者による1件ごとの滞納処分票のチェックが行われていない。	管理監督者による1件ごとの滞納処分票のチェックを行い滞納者との交渉が進展していないケースや滞納者がなかなか見つからないケースなどについては、進行管理に努めることとした。
自動車税について (県税)	調定件数の増加に対応した改善策が望まれる。	より効率的な事務処理を行うため、新自動車税電算システムを開発し、平成15年4月から運用開始することとした。
母子及び寡婦福祉資金貸付金の貸付について	事業開始資金の貸付にあたっては、事業計画の審査を慎重に行うとともに、貸付金の使途まできちんと確認する必要がある。	事業計画については、中小企業診断士による指導を受けることを義務づけるとともに、貸付金の使途については現場確認をし領収証等による検収を行うこととした。
母子及び寡婦福祉資金貸付金の貸付について	福祉事務所職員の面前で連帯保証人に署名押印を求めるべきである。	連帯保証人に対しては、借用書提出時に職員の面前で署名押印を求めることとした。
母子及び寡婦福祉資金貸付金の貸付について	連帯保証人の保証能力の確認が必要である。	既に行っている所得状況の確認に併せて、面接・訪問調査等により資産状況を把握することとした。

債権管理について (生活保護費返納金)	分割返済を認めているものについて、債権全額の調定ができないのであれば、債権残高を別途管理する必要がある。	債権管理の方法について、事務処理マニュアルを作成した。
債権管理について (母子及び寡婦福祉資金貸付金)	債権が回収できない場合でも、県民の合意が得られるような債権管理システムが必要である。	不納欠損処分に係る事務処理要領を作成した。
債権管理について (児童福祉施設入所者負担金)	財産調査等を行い、強制的にでも徴収を行うべき債権か不納欠損処分を行うべき債権かを分類し、それぞれに応じた処理をする必要がある。	児童家庭福祉課に償還指導担当の家庭相談員を2名配置するとともに、財産調査等を実施し、それぞれの償還能力を把握した上で、適切な債権管理を行うこととした。
債権管理について (母子及び寡婦福祉資金貸付金)	財産調査等を行い、強制的にでも徴収を行うべき債権か不納欠損処分を行うべき債権かを分類し、それぞれに応じた処理をする必要がある。	可能な範囲で債権の分類に努め、それぞれの償還能力を把握した上で、適切な債権管理を行う。
債権管理について (生活保護費返納金)	悪質なものについては、刑事告発や強制執行も辞さずとの姿勢を示すことが必要である。	返還命令等にあたり、悪質な者に対しては、刑事告発等もあり得る旨を説明の上、返還指導を行うこととした。
債権管理について (児童扶養手当返納金)	悪質なものについては、刑事告発や強制執行も辞さずとの姿勢を示すことが必要である。	児童扶養手当法第23条に規定する不正受給に係る処分基準を作成した。今後は、この基準に基づき適正に処理する。
時効への対応について (生活保護費返納金)	文書による債務承認をとるなど時効中断手続をとることが必要である。	時効中断の具体的手続を定めた事務処理マニュアルを作成した。
時効への対応について (児童扶養手当返納金)	文書による債務承認をとるなど時効中断手続をとることが必要である。	必要に応じ債務承認の手続をとることとした。
時効への対応について (母子及び寡婦福祉資金貸付金)	文書による債務承認をとるなど時効中断手続をとることが必要である。	必要に応じ債務承認の手続をとることとした。

<p>連帯保証人への請求について (母子及び寡婦福祉資金貸付金)</p>	<p>返済指導についての作業手順がマニュアル化されていないこともあり、連帯保証人に対する取り立てがほとんど行われていない。</p>	<p>償還指導マニュアルを作成した。</p>
<p>督促について (児童福祉施設入所者負担金)</p>	<p>年1回の文書による督促だけでは不十分である。また、督促についてのマニュアル化が必要である。</p>	<p>家庭相談員等による償還指導を強化するとともに、徴収マニュアルを作成した。</p>
<p>督促について (生活保護費返納金)</p>	<p>年1回の文書による督促だけでは不十分である。また、督促についてのマニュアル化が必要である。</p>	<p>不正受給の防止、債権管理の方法等を定めた事務処理マニュアルを作成した。</p>
<p>督促について (児童扶養手当返納金)</p>	<p>年1回の文書による督促だけでは不十分である。また、督促についてのマニュアル化が必要である。</p>	<p>家庭相談員等による償還指導を強化した。さらに、児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領を改正し、返納指導についての事務手続を定めた。</p>
<p>督促について (児童福祉施設入所者負担金)</p>	<p>担当者が1名であり、かつ専任でないため督促についての時間的余裕がない。</p>	<p>負担金徴収及び資産状況の調査等を行う家庭相談員を2名配置した。</p>
<p>督促について (母子及び寡婦福祉資金貸付金)</p>	<p>督促状の発送については実質的判断が母子相談員及び担当職員の判断に委ねられている。</p>	<p>償還指導マニュアルを作成し、督促状の発送についての処理基準を明確にした。</p>
<p>債権管理文書について (中小企業設備近代化資金貸付金)</p>	<p>債権管理カードなどの様式を統一し日時及び担当者を明示した上で債務者らとの交渉及び協議内容を記録するようにすべきである。</p>	<p>未収金の発生している企業に係る個別ファイルの内容を時系列に整理することとした。</p>
<p>債権管理文書について (中小企業高度化資金貸付金)</p>	<p>債権管理カードなどの様式を統一し日時及び担当者を明示した上で債務者らとの交渉及び協議内容を記録するようにすべきである。</p>	<p>従来からある債権管理台帳の内容を整備するとともに関連資料についても台帳にあわせて整理することとした。</p>
<p>遅延損害金について (中小企業設備近代化資金)</p>	<p>債務者に弁済を請求する際には、その時点までに発生している遅延損害金を明示すべきである。</p>	<p>督促文書等により請求する際、元利金残高とあわせてその時点の違約金を明示することとした。</p>

貸付金)		
遅延損害金について (中小企業高度化資金貸付金)	債務者に弁済を請求する際には、その時点までに発生している遅延損害金を明示すべきである。	督促文書等により請求する際、元利金残高とあわせてその時点の違約金を明示することとした。
貸付時の審査について (中小企業高度化資金貸付金)	第1回の償還時から未収金が発生し、あるいは融資対象事業そのものが開始されていないものがあり貸付決定前の企業診断、審査の手続が適切さを欠いたと思われる。	事業計画の妥当性を判断する際は、高度化資金の趣旨等を加味する必要があるが、今後は更に慎重に診断を実施するとともに、債権管理上、遺漏のないよう手続をすすめることとした。
強制執行について (中小企業設備近代化資金貸付金)	公正証書を用いて強制執行を行ったことが一度もない。	時効期限の迫っている貸付先に対して、順次、公正証書を用いて強制執行を行うこととした。
契約について (中小企業高度化資金貸付金)	公正証書以外には、金銭消費貸借契約書類は作成していない。	公正証書と併せて、金銭消費貸借契約書を作成することとした。
契約について (中小企業高度化資金貸付金)	金銭消費貸借契約文書を公正証書のみとするのであれば、公正証書作成嘱託委任状における委任事項の記載は公正証書の内容と完全同一とすべきである。	金銭消費貸借契約書も作成するが、委任事項と公正証書の内容を一致させることとした。
契約について (中小企業高度化資金貸付金)	公正証書作成嘱託委任状の本文中の貸借条件のうち連帯保証人欄については全員の氏名が記載されていないため、連帯保証人相互間における人物特定について錯誤が生じる場合がある。	公正証書作成嘱託委任状本文中の貸借条件の連帯保証人欄に連帯保証人全員の氏名を記載することとした。
契約について (中小企業高度化資金貸付金)	公正証書作成嘱託委任状の委任状欄について、複数人の署名が同一人の筆跡によると疑われるものがあるが、必ず本人による自署押印を得るべきである。	現在、連帯保証の意思確認については委任状以外に連帯保証人本人への電話確認や、貸付前における「連帯保証人となっている旨の文書(委任状の写しを添付)」を簡易書留で送付するなどの方法をとっているが、より確実な方法として目前署名を実施することとした。
契約について (中小企業高度化資金貸付金)	公正証書作成手続における債務者及び連帯保証人の代理人は、県職員ではなく債務者あるいは連帯保証人の側からの者をもって充てるべきである。	債務者及び連帯保証人の代理人は、債務者あるいは連帯保証人の側から充てることとした。

契約について (中小企業高度化資金貸付金)	連帯保証承諾書には、貸借条件がまったく記載されておらず、連帯保証人からインフォームド・コンセント欠如及び事実錯誤による保証否認を主張される可能性がある。	連帯保証承諾書に金銭消費貸借契約書の写しを添付することにより、貸借条件の記載にかえることとした。
時効について (中小企業設備近代化資金貸付金)	時効中断行為としての債務承認につき、債務者による債務承認と連帯保証人による債務承認との法的効果の違いについての対応が不十分である。	全債権について主債務者及び連帯保証人に係る時効管理状況を精査し、法的効果の違いに留意しながら、適切に対応することとした。
契約について (中小企業高度化資金貸付金)	時効中断行為としての債務承認につき、債務者による債務承認と連帯保証人による債務承認との法的効果の違いについての対応が不十分である。	全債権について主債務者及び連帯保証人に係る時効管理状況を精査し、法的効果の違いに留意しながら、適切に対応することとした。
時効について (中小企業設備近代化資金貸付金)	未収金のうち時効が完成しているものがかなりあると思われることから個々の未収金につき時効完成の有無及びその額を調査し時効完成のものは欠損処分を行うべきである。	不納欠損処分等の手続の検討資料とするため、個々の未収金につき時効完成の有無及びその額を調査し、時効期限到来債権一覧表を作成した。
時効について (中小企業高度化資金貸付金)	未収金のうち時効が完成しているものがかなりあると思われることから個々の未収金につき時効完成の有無及びその額を調査し時効完成のものは欠損処分を行うべきである。	不納欠損処分等の手続の検討資料とするため、個々の未収金につき時効完成の有無及びその額を調査し、中小企業設備近代化資金未収企業（組合）時効管理表を作成した。
連帯保証人への請求について (中小企業設備近代化資金貸付金)	連帯保証人が死亡している場合には、その連帯債務を相続継承した者及び家庭裁判所への相続放棄申述の有無等の把握を十分に行い現時点の未収金請求対象者を把握すべきである。	全債権について精査の上、未収金請求の対象者を明確に把握することとした。
連帯保証人への請求について (中小企業高度化資金貸付金)	連帯保証人が死亡している場合には、その連帯債務を相続継承した者及び家庭裁判所への相続放棄申述の有無等の把握を十分に行い現時点の未収金請求対象者を把握すべきである。	全債権について精査の上、未収金請求の対象者を明確に把握することとした。
連帯保証人への請求について (中小企業高度化資金貸付金)	連帯保証人への長期にわたる請求催告の欠如がある。長期間経過後における連帯保証人への支払請求が権利濫用として棄却される場合がある。	連帯保証人への支払請求を行うなど、長期にわたる請求催告に欠如のないよう対応することとした。
連帯保証人への請求について	十分な返済能力を有すると思われる連帯保証人に対して	指摘のあった貸付案件については、債権者・債務者集会を

て（中小企業高度化資金貸付金）	は直ちに請求をなし、取立て手続に着手すべきである。	開き連帯保証人に対し請求するなど、取り立て手続に着手した。
連帯保証人について（特定事業移転促進資金貸付金）	社外からの連帯保証人をとっておくことが必要である。	滞納額は累積している現段階においては、新たな連帯保証人をつけることは事実上困難であり、このことについては、特に措置することは考えていない。今後の貸付にあたっては、社外からの連帯保証人をつけることとした。
連帯保証人について（特定事業移転促進資金貸付金）	連帯保証人に対して請求していない。収入及び財産を調査し、資力を有するものに対して弁済を強く要求すべきである。	連帯保証人に返済の請求をした。
契約条項について（特定事業移転促進資金貸付金）	支払期日における不払を原因として期限利益を喪失させる請求をしていない。	平成15年度に、期限の利益を喪失させる繰上償還請求を行った。
契約解除について（県営住宅家賃）	家賃を3ヵ月分以上滞納したときは明渡しを請求できるが県の対応基準は36ヵ月分以上又は100万円以上の滞納者に明渡し請求をすることになっている。	明渡し請求訴訟対象者の選定対象範囲を拡大し、12ヵ月分以上又は50万円以上滞納した者の中から選定することとした。
契約解除について（県営住宅家賃）	家賃の滞納が長期に至るまで賃貸借契約が解除されずにいることは、他の入居者におけるモラルハザードの原因になる。	事務処理基準を定め、1ヵ月分滞納者や3ヵ月分以上滞納者の連帯保証人に対する納付指導を新たに実施するなど、納付指導の頻度、対象等を見直すとともに、契約解除及び明渡し請求についても選定対象範囲を拡大する等の措置をとり、滞納者への対応を強化することとした。
契約解除について（県営住宅家賃）	家賃を滞納する収入未申告者に対しては、家賃滞納に基づき早期に契約を解除して、住宅の明渡しを請求すべきである。	収入未申告者に対しては、申告指導を含めて納付指導を行うとともに、契約解除及び明渡し請求に際しても重点的に取扱うこととした。
連帯保証人への請求について（県営住宅家賃）	滞納発生後には、滞納者のみならず連帯保証人にも請求すべきである。	3ヵ月分以上滞納者の連帯保証人に対して督促を実施した。
督促について（県営住宅敷金）	未収発生後において、敷金滞納者への督促通知をなすかどうか、なすとしてもどのような方法で行うかは特に定めがない。	滞納者に対し、文書通知により定期的に督促を実施することとした。